（別表１－②　補助金交付申請額及び請求額（精算払用））

　　※＜一般型＞又は＜コロナ特別対応型＞類型Ａ用

|  |  |
| --- | --- |
| Ａ　国の額の確定を受けた補助金の額  ※国の額の確定通知書から転記 | 円 |
| Ｂ　その他の補助金等の収入額  　　※その他の補助金交付要綱等に基づく額の確定通知書等から転記 | 円 |
| Ｃ　Ａ×１／４又は  （Ａ×１／２）－Ｂのいずれか低い額（注１） | 円 |
| Ｄ　補助金交付申請額及び請求額 | 円 |

　注１　1,000円未満は切り捨てること。

＜一般型＞は、12万5,000円を、＜コロナ特別対応型＞類型Ａは25万円を限度額とする。

　　※＜コロナ特別対応型＞類型Ｂ又はＣ用、又は＜低感染リスク型ビジネス枠＞

|  |  |
| --- | --- |
| Ｅ　国の額の確定を受けた補助金の額  ※国の額の確定通知書から転記 | 円 |
| Ｆ　その他の補助金等の収入額  　　※その他の補助金交付要綱等に基づく額の確定通知書等から転記 | 円 |
| Ｇ　Ｅ×１／６又は  （Ｅ×１／３）－Ｆのいずれか低い額（注２） | 円 |
| Ｈ　補助金交付申請額及び請求額 | 円 |

　　注２　1,000円未満は切り捨てること。25万円を限度額とする。